

## 事業報告書

(自 令和7年5月1日 至 令和8年4月30日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 三方会
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり)
- ②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人
- 出資額限度法人  その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 滋賀県東近江市八日市緑町3番6号
- (3) 設立認可年月日 平成18年02月06日
- (4) 設立登記年月日 平成18年02月20日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	土 田 隆 太 郎	内科診療所管理者
理 事	土 田 直 美	
同	江 川 雅 章	整形外科診療所管理者
同	土 田 湖 都	
監 事	馬 淵 博	

## 2 事業の概要

## (1) 本来業務

種 類	施設 の 名 称	施設の医療機関コード	開 設 場 所	許 可 病 床 数
診 療 所	つちだ内科医院	2510501113	滋賀県東近江市八日市緑町3番6号	
診 療 所	えがわ整形外科	2510501147	滋賀県東近江市八日市緑町6番10号	

- (2) 附帯業務 無し
- (3) 収益業務 無し
- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
- 令和7年6月20日 社員承認・監事選任の決定
- 令和7年6月20日 令和6年度決算の決定
- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債 該当なし
- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債 該当なし
- (7) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設 該当なし
- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容 該当なし
- (9) その他 該当なし

様式 2

法人名 医療法人 三方会

※医療法人整理番号 00314

所在地 滋賀県東近江市八日市緑町3番6号

財 産 目 録

(令和8年4月30日 現在)

1. 資 産 額	162,456 千円
2. 負 債 額	9,348 千円
3. 純 資 産 額	153,108 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	57,117
B 固 定 資 産	105,338
C 資 産 合 計 ( A + B )	162,456
D 負 債 合 計	9,348
E 純 資 産 ( C - D )	153,108

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-4

法人名 医療法人 三方会

※医療法人整理番号 00314

所在地 滋賀県東近江市八日市緑町3番6号

貸 借 対 照 表

(令和8年4月30日 現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	57,117	I 流動負債	9,348
II 固定資産	105,338	II 固定負債	0
1 有形固定資産	12,451	負債合計	9,348
2 無形固定資産	926	純資産の部	
3 その他の資産	91,961	科 目	金 額
		I 資本金	7,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	146,108
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	153,108
資産合計	162,456	負債・純資産合計	162,456

様式 4-2

法人名 医療法人 三方会

※医療法人整理番号 00314

所在地 滋賀県東近江市八日市緑町3番6号

損 益 計 算 書

(自 令和7年5月1日 至 令和8年4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	246,335
2 事業費用	252,071
本来業務事業利益	△ 5,736
B 附属業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附属業務事業利益	0
事業利益	△ 5,736
II 事業外収益	360
III 事業外費用	0
経常利益	△ 5,375
IV 特別利益	1,590
V 特別損失	0
税引前当期純利益	△ 3,785
法人税等	77
当期純利益	△ 3,862

## 様式 5

# 監 事 監 査 報 告 書

医療法人 三方会

理事長 土田 隆太郎 殿

私は、医療法人 三方会の令和7年会計年度(令和7年05月01日から令和8年04月30日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行ないました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和8年6月24日

医療法人 三方会

監事 馬淵 博